

ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第4条 (本サービスの利用)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(1) 申込者の<u>配偶者又は子</u>のうち1名を受贈者として指定すること。ただし、申込者が対象財産において当社が提供するダイワの暦年贈与サービスを申込んでいる場合は、受贈者はダイワの暦年贈与サービスの予定受取人と同一人である場合に限るものとする。</p> <p>(2) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 指定受贈者が、当社に総合取引口座を開設している<u>成人</u>であること。</p> <p>(6) 申込者が、当社に対し、対象死因贈与契約の写し、指定受贈者が申込者の<u>配偶者又は子</u>であることを証明する書類その他当社が要求する書類を提出すること。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2020年8月11日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第4条 (本サービスの利用)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(1) 申込者の<u>推定相続人</u>のうち1名を受贈者として指定すること。ただし、申込者が対象財産において当社が提供するダイワの暦年贈与サービスを申込んでいる場合は、受贈者はダイワの暦年贈与サービスの予定受取人と同一人である場合に限るものとする。</p> <p>(2) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 指定受贈者が、当社に総合取引口座を開設している<u>成年者</u>であること。</p> <p>(6) 申込者が、当社に対し、対象死因贈与契約の写し、指定受贈者が申込者の<u>推定相続人</u>であることを証明する書類その他当社が要求する書類を提出すること。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2022年3月7日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>